

改正情報処理促進法に基づく DX 認定制度の現状と課題

本田正美^{†1}

2020年5月に施行された改正情報処理促進法に基づき、DX認定制度が創設された。DX認定制度は、「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応した企業を国が認定する制度である。2020年12月に最初の認定事業者が公表されて以降、2021年7月時点までに140を超える事業者がその認定を受けている。本研究は、公表されているDX認定事業者に関する事例分析を行うことで、DX認定制度の現状と課題を論じるものである。

Current status and issues of DX certification system based on the revised Information Processing Promotion Law

Masami HONDA^{†1}

Based on the revised Information Processing Promotion Law that came into effect in May 2020, the DX certification system was established. The DX certification system is a system in which the government certifies companies that comply with the basic matters of the "Digital Governance Code." Since the first accredited companies were announced in December 2020, more than 140 companies have been accredited by July 2021. This study discusses the current status and issues of the DX certification system by conducting a case analysis of DX certified companies whose information is publicly available.

1. はじめに

2020年5月に施行された改正情報処理促進法に基づき、DX認定制度が創設された。

DX認定制度は「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応した企業を国が認定する制度であり、2020年12月に最初の認定事業者が公表されて以降、2021年8月時点までに160を超える事業者がその認定を受けている。

本研究は、公表されているDX認定事業者に関する事例分析を行うことで、DX認定制度の現状と課題を論じるものである。

2. 改正情報処理促進法の施行

改正情報処理促進法は2020年5月に施行された。この改正では、同法の目的を定めた第一条において、「情報処理システムの良好な状態を維持することでその高度利用を促進し」という一文が挿入された。この「情報処理システム」という用語については、改正において、第二条第三項が新設され、「この法律において「情報処理システム」とは、電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう」とされた。

さらに、第三章「情報処理システムの運用及び管理に関する指針等」が新設された。第三章の最初の条文である第三十条第一項は次のように謳っている。

第三十条第一項 経済産業大臣は、情報処理システムを良好な状態に維持し、企業経営において戦略的に利用することが重要であることに鑑み、情報処理システムを良好な状態に維持するために必要な情報処理システムの運用及び管理(以下この章及び第五十一条第一項第九号において単に「情報処理システムの運用及び管理」という。)に関する指針(以下この条において単に「指針」という。)を定めるものとする。

指針については、以下の事項を定めるものとして列記されている。

第三十条第二項 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 情報処理システムの運用及び管理に関する基本的事項
- 二 情報処理システムの運用及び管理を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項
- 三 情報処理システムの運用及び管理に係る具体的な方法に関する事項
- 四 その他情報処理システムの運用及び管理を適切に行うために必要な事項

これら事項が定められた指針にかかわり、続く第三十一条では、次のように規定されている。

第三十一条 経済産業大臣は、事業者からの申請に基づ

^{†1} 関東学院大学
Kanto Gakuin University

き、経済産業省令で定めるところにより、当該事業者について、前条第二項各号に掲げる事項に関する取組の実施の状況が優良なものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであることの認定を行うことができる。

この認定に関わる業務は、第三十三条により、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が担うこととされた。

IAP については、第五十一条において規定されるところのその業務に関して追加が行われ、「異なる事業者間や社会全体でのデータ連携・共有を容易にするために必要な共通の技術仕様(デジタルアーキテクチャ)の策定を行うこと」[1]が新たに業務に追加された。

また、IPA には、情報処理サービスに関わる安全性評価制度の実施業務も追加された。

その他に、情報処理安全確保支援士に関わる制度についても一部変更がなされるなど、細かな追加や変更が行われた。

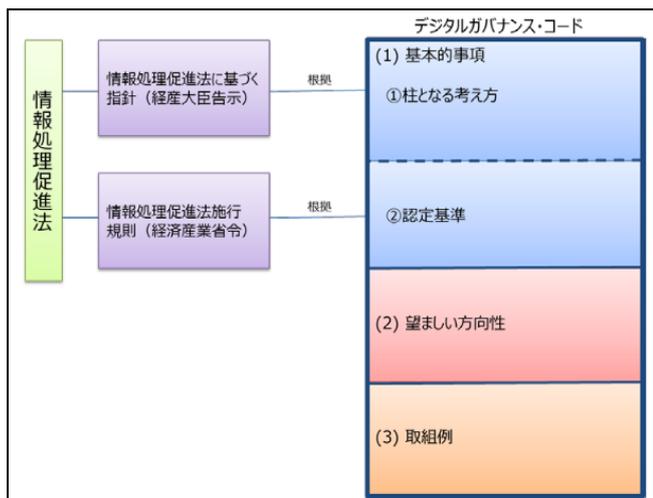
3. デジタルガバナンス・コードと DX 認定制度

改正情報処理促進法の施行を受けて、「情報処理促進法に基づく指針(経済産業大臣告示)」と「情報処理促進法施行規則(掲載産業省令)」が発出された。

そして、それらを根拠として、2020 年 11 月に「デジタルガバナンス・コード」が取りまとめられた。

「デジタルガバナンス・コード」の全体構造は以下の図表 1 のとおりである。

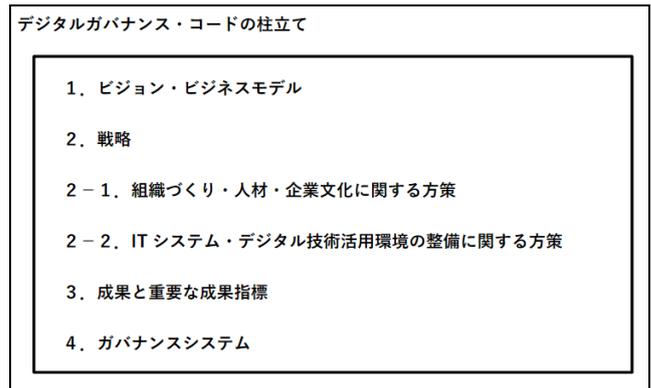
図表 1 デジタルガバナンス・コードの全体構造



(出所：[2]より引用)

「デジタルガバナンス・コード」の内容を見ると、以下のような構成となっている。

図表 2 デジタルガバナンス・コードの構成



(出所：[2]より引用)

1 から 4 の各柱について、図表 1 にあるとおりの(1)基本的事項・(2)望ましい方向性・(3)取組例が記述されている。

例えば、「1. ビジョン・ビジネスモデル」については、まず(1)基本的事項が以下のように提示されている。

(1)基本的事項

①柱となる考え方

企業は、ビジネスと IT システムを一体的に捉え、デジタル技術による社会及び競争環境の変化が自社にもたらす影響(リスク・機会)を踏まえた、経営ビジョンの策定及び経営ビジョンの実現に向けたビジネスモデルの設計を行い、価値創造ストーリーとして、ステークホルダーに示していくべきである。

②認定基準

デジタル技術による社会及び競争環境の変化の影響を踏まえた経営ビジョン及びビジネスモデルの方向性を公表していること。

そして、(2)望ましい方向性と(3)取組例が以下のように列記されている。

(2)望ましい方向性

- ・ 経営者として世の中のデジタル化が自社の事業に及ぼす影響(機会と脅威)について明確なシナリオを描いている。
- ・ 経営ビジョンの柱の一つに IT/デジタル戦略を掲げている。
- ・ 既存ビジネスモデルの強みと弱みが明確化されており、その強化・改善に IT/デジタル戦略・施策が大きく寄与している。(以下、略)

(3)取組例

- ・ デジタル技術による社会及び競争環境の変化が自社にもたらす影響(リスク・機会)を踏まえ、経営方針および経営計画(中期経営計画・統合報告書等)において、DX の推進に向けたビジョンを掲げている。

- ・ DX の推進に向けたビジョンを実現するため、適切なビジネスモデルを設計している。
- ・ ビジネスモデルを実現するために、DX 推進においてエコシステム等、企業間連携を主導している。

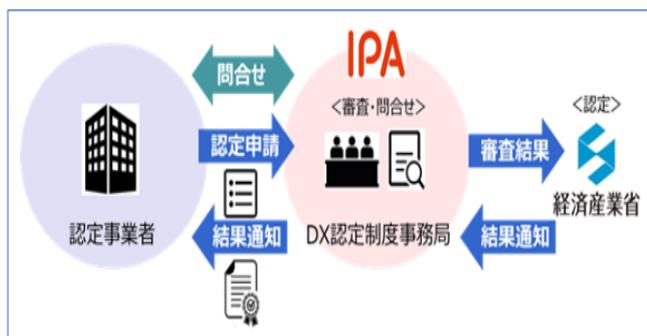
ここで、「DX」という用語が登場するが、これについては[2]の冒頭において以下のように記されている。

あらゆる要素がデジタル化されていく Society5.0 に向けて、ビジネスモデルを抜本的に変革(DX: デジタルトランスフォーメーション)し、新たな成長を実現する企業が現れてきている。

この文章にあるように、「ビジネスモデルを抜本的に変革」することをもって DX とされているのである。

企業が実践すべき事柄をまとめたのが「デジタルガバナンス・コード」であり、上記の引用にもあるように、ここでは「認定基準」が示されている。この認定基準の下で実施されるのが DX 認定制度である。

図表 3 DX 認定制度の概要



(出所: [3])

前述の通り、認定に関わる業務は独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が担う。

企業はIPAに対して認定申請を行い、IPAが審査を行う。その審査結果は経済産業省に送られ、経済産業省は認定の可否について結果通知をIPAに対して行う。この結果通知を受けたIPAはそれを申請企業に通知する。

4. 認定基準

「デジタルガバナンス・コード」では、DX 認定制度にかかわる認定基準が示されている。

この認定基準は図表 2 にある項目ごとに設定されている。これについては、「情報処理促進法に基づく指針」において「取り組むべき事項」として示されていた事柄と照応している。

各項目について、認定基準として説示された文章を抜き

出して一覧にしたのが以下の図表 4 である。

図表 4 デジタルガバナンス・コードにおける認定基準

項目	認定基準
1. ビジョン・ビジネスモデル	経営ビジョン及びビジネスモデルの方向性を公表
2. 戦略	デジタル技術を活用する戦略を公表
2-1. 組織づくり・人材・企業文化に関する方策	デジタル技術を活用する戦略において、特に、戦略の推進に必要な体制・組織に関する事項を示している
2-2. IT システム・デジタル技術活用環境の整備に関する方策	デジタル技術を活用する戦略において、特に、IT システム・デジタル技術活用環境の整備に向けた方策を示している
3. 成果と重要な成果指標	デジタル技術を活用する戦略の達成度を測る指標について公表
4. ガバナンスシステム	経営ビジョンやデジタル技術を活用する戦略について、経営者が自ら対外的にメッセージの発信を行っている 経営者のリーダーシップの下で、デジタル技術に係る動向や自社のITシステムの現状を踏まえた課題の把握を行っている 戦略の実施の前提となるサイバーセキュリティ対策を推進している

(出所: 「デジタルガバナンス・コード」より筆者作成)

上記の認定基準を満たしているのか否か確認できる事項を、認定申請を行う際に、認定申請書に記載することが求められている。

5. 認定申請

DX 認定を受けようとする事業者は、IPA に対して認定申請を行う必要がある。ここで言うところの事業者は、法人と個人事業者である。申請に際しては、「認定申請書」をIPAに提出する¹。

¹ 「認定申請書」は、IPA の Web サイトからダウンロード可能である。 <https://www.ipa.go.jp/files/000086672.docx>

認定申請書に記載を求められる事項は以下のとおりである。

図表 5 認定申請記入事項

指針に関する取組の実施状況
(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定
(2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策(戦略)の決定
(2) ① 戦略を効果的に進めるための体制の提示
(2) ② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的な方策の提示
(3) 戦略の達成状況に係る指標の決定
(4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信
(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握
(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施

(出所：「認定申請書 様式第 16(第 40 条関係)」より作成)

(2)については、「決定された方策(戦略)」について概要を示すとともに、①および②として、その方策(戦略)の中でも体制の提示と環境整備の具体的な方策の提示を行った部分を明示することが求められている。

(1)から(6)までの各事項について、具体的な取り組みを記載することが求められている。これら各事項は、「1. ビジョン・ビジネスモデル」は(1)に、「2. 戦略」は(2)に、「2-1. 組織づくり・人材・企業文化に関する方策」は(2)①にといったように、図表 4 に示した認定基準と照応している。

申請は「DX 推進ポータル」で提供されている Web 申請システム経由で行われ、提出された申請認定書を基に、IPA が審査を行う。その手続の流れは図表 3 に示された通りである。

DX 認定制度の認定の有効期間は 2 年間で、認定の更新も可能である。その場合には、認定後 2 年を経過する日の 60 日前までに、認定更新申請書を提出する必要がある[3]。なお、申請は通年で可能である。

6. 認定事業者の公表

2020 年 11 月に、DX 認定制度について、その申請受付が開始された。申請受理後、認定結果の通知までの期間(標準処理期間)は 60 日とされている[3]。実際に、申請受付開始後、翌月には最初の認定事業者が公表された。

DX 認定制度につき、その認定事業者は、DX 推進ポータル

2 DX 推進ポータル、
<https://dx-portal.ipa.go.jp/i/signin/top?d=%2Fu>

ル上で、その一覧が公表されている。

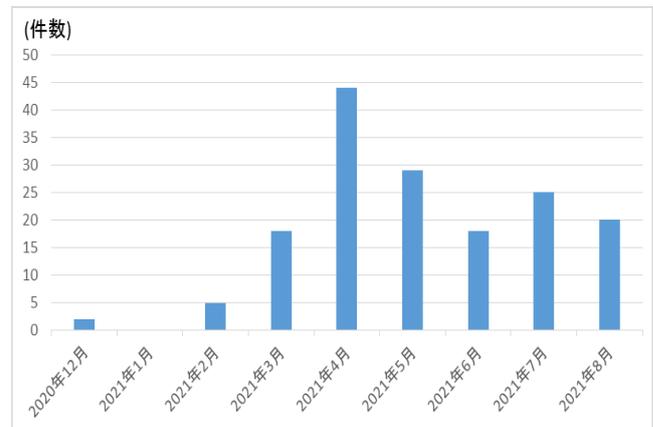
図表 6 DX 推進ポータル「DX 認定事業者」

一般事業主の氏名又は名称	代表者の氏名	住所	認定の適用日	認定の期間	法人番号等	申請書
株式会社NTTドコモ DX:2021-08-0001-01	井伊 基之	東京都千代田区永田町2丁目1番1号	2021年8月1日	適用日より2年間 (2023年7月31日まで)	101001067912	ダウンロード
リコージャパン株式会社 DX:2021-08-0002-01	坂本 智弘	東京都大田区中馬込1丁目3番6号	2021年8月1日	適用日より2年間 (2023年7月31日まで)	1010001110829	ダウンロード
森ビル株式会社 DX:2021-08-0003-01	辻 崇彦	東京都港区六本木6丁目10番1号	2021年8月1日	適用日より2年間 (2023年7月31日まで)	1010401029609	ダウンロード
株式会社ローソン DX:2021-08-0004-01	竹野 尚希	東京都品川区大崎1丁目11番2号	2021年8月1日	適用日より2年間 (2023年7月31日まで)	2010701019195	ダウンロード
株式会社プロレド・パートナーズ DX:2021-08-0005-01	佐谷 美	東京都港区芝公園1-1-1住友不動産御門タワー7階	2021年8月1日	適用日より2年間 (2023年7月31日まで)	3010401075612	ダウンロード

(出所：[4]より引用)

DX 認定事業者の一覧には、認定を受けた事業者とその概要が掲載されている。具体的には、一般事業主の氏名又は名称・代表者の氏名・住所・法人番号等・手続き番号・認定の適用日・認定の期間・申請書が公開されている。

図表 7 月別の認定事業者数



(出所：[4]より筆者集計)

2021 年 8 月時点での認定事業者数の推移をまとめたのが図表 7 である。

公開された認定事業者数が一番多かったのは 2021 年 4 月であり、その数は 44 件であった。最初に認定事業者が公表された 2020 年 12 月の 2 件以降、2021 年 1 月は 0 件、2021 年 2 月は 5 件と、制度開始直後は申請および認定は必ずしも多くなかったが、以後は 20 件前後の認定事業者がある状況で推移している。

7. 認定事業者の現状

図表 7 にあるとおりに認定事業者数は推移している。そ

の総計は 2021 年 8 月時点で 161 件であり、その内訳は以下の図表 8 のとおりである。

図表 8 認定事業者の内訳

形態	事業者数
東証一部・二部上場企業	127
非上場企業	17
マザーズ・JASDAQ 上場企業	10
相互会社	3
監査法人	2
合同会社	1
個人事業主	1

(出所：[4]より筆者集計)

会社の規模に着目し、その形態別に集計した。一番多いのが東証 1 部・2 部上場企業であり、その数は 127 社であった。この中でも東証 1 部上場企業が多く、125 社と大半を占めた。上場企業ということでは、マザーズ・ジャスダック上場企業が 10 社あった。その他は、保険会社である相互会社が 3 社、続いて監査法人、合同会社、個人事業主が僅かながら見受けられた。

非上場企業の 17 社についても、その内訳を見ると、リコージャパン株式会社や株式会社 NTT ドコモ、株式会社竹中工務店や森ビル株式会社といった企業が並んでおり、その多くはいわゆる大企業であった。

東証 1 部・2 部上場企業をはじめとして大企業に認定事業者の数が多いのは、認定基準を満たすための取り組みを行うために組織的な対応が求められ、そのような対応能力があるとすると、上場企業をはじめとした大企業がまず候補になるからだと考えられる。とりわけ、DX 認定制度は運用が開始されて間がなく、認定基準を満たすための取り組みを予め実施していたり、申請に合わせて取り組みに着手したりするには、相応の組織的な対応能力が求められる。それゆえに、早期の申請が可能になったのが上場企業に多かったということになるものと考えられる。

加えて、上場企業の中で DX 認定制度への申請を促した要因として、経済産業省と東京証券取引所が選定した「デジタルトランスフォーメーション銘柄(DX 銘柄)」の存在をあげることが出来る。これは、2015 年から行われてきた取り組みであり、経済産業省と東京証券取引所が積極的な IT 利活用に取り組んでいる企業を「攻めの IT 経営銘柄」に選定してきた。2020 年からは、その名称を「デジタルトランスフォーメーション銘柄(DX 銘柄)」に変更し、2021 年には、これ加えて「デジタルトランスフォーメーション注目企業(DX 注目企業)」も選定されることになった 3。これら

3 2021 年 6 月 7 日に、「DX 銘柄 2021」選定企業 28 社と「DX 注目企業 2021」20 社が発表された[5]。

DX 銘柄や DX 注目企業に選定されるためには、2021 年からは DX 認定への申請が必須とされた[5]。

なお、DX 銘柄 2021 については、その選定プロセスで上場企業に対してアンケート調査が実施され、その調査結果を基にスコアリング評価が行われる[6]。そして、その結果を受けて、銘柄評価委員会が銘柄を選出する。このアンケート調査の内容が「デジタルガバナンス・コード」と照合している[7]。このため、DX 認定を受けるような事業者は自ずとその評価が高くなるような設定となっている。

DX 銘柄や DX 注目企業への選定のための DX 認定申請必須化は、少なからずの上場企業に申請を促したと考えられる。それは、図表 7 を見ても推測できる。[5]によると、2021 年に選定を受けるには、2021 年 1 月 13 日までに DX 認定の申請を行っておく必要があるとされている。つまり、2021 年 1 月 13 日までに申請が行われており、その結果として、図表 7 にもあるように、2021 年 2 月から 4 月にかけて公表された認定事業者数が増加していることが示唆される。

2021 年 1 月 13 日に合わせて申請を行うと、その標準処理期間は 60 日であり、これには土日祝日は算入されないことから、概ね 3 月下旬から 4 月初旬に結果が通知され、それが公表されることになる。これは図表 7 に見られる結果と平仄が合う。

経済産業省と東京証券取引所の選定する DX 銘柄および DX 注目企業と新設となる DX 認定制度を関係付けたことの成果がここに見て取ることが出来る。

なお、2021 年 6 月に公布された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により新設された「DX 投資促進税制」を利用する要件の一つに「DX 認定の取得」が掲げられた[8]。今後は、この「DX 投資促進税制」を利用しようとする企業の中で DX 認定の申請が広がる可能性も指摘出来る。

8. DX 認定制度の課題

2020 年 5 月に施行された改正情報処理促進法に基づき、DX 認定制度は創設された。その申請は 2021 年 11 月から受付開始され、同年 12 月に最初の認定事業者が公表された。以降、認定を受けた事業者は増加し続け、2021 年 8 月時点では計 161 事業者が認定を受けている。

2021 年 8 月時点では申請受付開始から一年も経過しておらず、例えば申請の傾向といったことは見出し難い。2021 年に限っては、制度開始直後ということもあって、大企業を中心に申請がなされたことは前述のとおりである。さらに、DX 銘柄および DX 注目企業の選定と DX 認定を関係付けたことにより、上場企業において申請事業者が集まっているが、このような傾向が続くのか否かは予想が困難である。

2022年以降もDX銘柄およびDX注目企業の選定が続くのであれば、選定にあたってはDX認定への申請が必須とされることになるものと考えられ、その場合には、未申請の上場企業において、その申請が広がる可能性はある。

日本取引所グループによると、上場会社数は3700を超えている[9]。その中で、DX認定事業者となっているのは、図表8にもあるとおり137社に過ぎない。上場企業の中でDX認定申請が広がりを見せるのであれば、その数が増える余地は十分にあるものと考えられる。ただし、裏を返せば、上場企業であってもDX認定の申請が2021年8月段階では広がりを見せていないとも言える。このことをもってして、DX認定制度についての周知が十分ではなく、制度の立ち上がり段階としては、その周知不足という課題を指摘することも出来る。

DX認定事業者の数は毎月積み上がっており、今後もその傾向は維持されるであろうことが図表7からも示唆される。今後は、その増加分につき、上場企業ではない事業者にも申請を促すことが課題として指摘出来るものと考えられる。ビジネスモデルを抜本的に変革という意味でのDXは、大企業に限って求められる事柄ではない。実際に、1社と少数ではあるが、個人事業主が既にDX認定を受けている。日本に存在する大多数の非上場企業の中にもDXの取り組みを浸透させ、DX認定を受ける事業者を増やしていくことが求められていると言えるだろう。

今後のDX認定制度の課題として、もう一つあげることが出来る。それは、認定の有効期間は2年間であり、2年経過後にDX認定を受けた事業者が認定更新を行うか否かということである。DX認定制度自体が廃止される可能性も決してないわけではないが、制度が存続するのであれば、認定を受けた事業者については引き続きDXに取り組み、認定更新を行うことも期待される場所である。

DX認定制度が創設され、開始年に先駆的な事業者だけが認定申請を行い、有効期間が経過したら更新がなされないとすると、制度自体の必要性や正当性が問われることにもつながる。DXの推進自体が直ちに否定されるという事態は想定しにくいだが、DXに関わる国の認定制度が形骸化することがないように、制度自体の更新作業も進めていく必要がある。

とりわけ、DXが進展していく中で、DX認定の基準となる「デジタルガバナンス・コード」で示される事項について再検討も必要になるものと考えられる。制度開始の2020年段階では十分なものとして設定された基準であっても、時間が経過すれば、それが十分なものではなくなることもある。DX認定制度の導入時には、「DX認定は、DX-Readyの状態、つまり、「企業がデジタルによって自らのビジネスを変革する準備ができている状態」というレベル感です。[10]とされていたが、この「DX-Ready」の状態も、その都度で変わることが想定される。DXについて、その内実

を再検討し、それに基づき認定基準も再考する必要があるだろう。DX認定制度は開始されたばかりではあるが、少なくとも初期に申請した事業者が更新を迎える2年後までに、認定基準の再考作業は始めておく必要があるのではないだろうか。

9. おわりにかえて

本研究では、改正情報処理促進法の施行により創設されたDX認定制度について、その現状と課題を論じた。

繰り返しの指摘になるが、DX認定制度は運用開始から一年も経過していない。よって、この段階で、その現状や課題を明らかにしたといっても、今後の動向次第では正鵠を射たものではなく可能性が大いにあり得る。特に、DX銘柄やDX投資促進税制のようにDX認定制度と関係付けられた取り組みが追加でなされるような状況となると、DX認定申請のために、DXの準備を進めるといった事業者も現れてくることが予想される。

少なくとも上場企業にあっては、DX認定事業者の数が増えてくると、認定を取得していないことが企業イメージを悪くするといった事態にもつながりかねない。そうしてDX認定事業者の増加が更なる申請の増加につながるような好循環が生まれれば、それだけ日本国内の事業者にDXの取り組みが浸透していくということであって、これは改正情報処理促進法第一条で目的として示される「情報処理システムが戦略的に利用され、及び多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現」につながっていくものと考えられる。

参考文献

- 1 経済産業省 Web サイト：「情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第67号)が施行されました、<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200515001/20200515001.html> (最終アクセス 2021年8月18日 その他のURLも同様)
- 2 経済産業省：デジタルガバナンス・コード、p.2、(2020)
- 3 情報処理推進機構 Web サイト：DX認定制度 Web 申請受付開始のご案内、<https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxcp.html>
- 4 DX 推進ポータル：DX認定制度 認定事業者の一覧、<https://disclosure.dx-portal.ipa.go.jp/p/dxcp/top>
- 5 経済産業省 Web サイト：DX銘柄/攻めのIT経営銘柄、https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/keiei_meigara/keiei_meigara.html
- 6 経済産業省 DX 調査事務局：「デジタルトランスフォーメーション調査(DX調査)2021」について、https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/keiei_meigara/dxmeigara2021_jimukyoku.pdf
- 7 経済産業省 DX 調査事務局：デジタルトランスフォーメーション調査 2021 設問事項一覧、https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/investment/keiei_meigara/dxchosa2021setumon.pdf
- 8 国税庁：令和3年度法人税関係法令の改正の概要、(2021)
- 9 日本取引所グループ Web サイト：上場会社数・上場株式会社数、<https://www.jpx.co.jp/listing/co/index.html>
- 10 経済産業省情報技術利用促進課・独立行政法人 情報処理推進機構：DX認定制度申請要項、(2020)